

平成 30 年 11 月 16 日

(仮称) 姉崎火力発電所新 1～3号機建設計画に係る  
環境影響評価手続の状況等について

## 1 根 拠

環境影響評価法（平成 9 年 6 月 13 日 法律第 81 号）

## 2 事業概要

- (1) 事業者の名称 : 株式会社 J E R A
- (2) 事業の種類 : 発電設備の新設を伴う火力発電所の変更の事業（第 1 種事業）
- (3) 発電設備の原動力の種類 : ガスタービン及び汽力（L N G）（新設）
- (4) 発電設備の出力 : 約 1 9 5 万 kW（約 6 5 万 kW×3 基）（新設）  
(設置後の発電所総出力 約 3 1 5 万 kW)
- (5) 事業実施想定区域及びその面積 所在地 : 市原市姉崎海岸 3 番地  
面 積 : 約 9 3 万平方メートル

## 3 計画段階環境配慮書

送付 : 平成 2 8 年 1 0 月 6 日（木）

公告 : 平成 2 8 年 1 0 月 7 日（金）

縦覧 : 平成 2 8 年 1 0 月 7 日（金）～ 1 1 月 7 日（月）

市町村長意見提出期限 : 平成 2 8 年 1 1 月 7 日（月）

⇒意見有り（市原市長、袖ヶ浦市長）

住民等意見提出期限 : 平成 2 8 年 1 1 月 7 日（月）⇒意見無し

知事意見提出 : 平成 2 8 年 1 2 月 7 日（水）

経済産業大臣意見提出 : 平成 2 8 年 1 2 月 1 6 日（金）

## 4 環境影響評価方法書

送付 : 平成 2 9 年 5 月 1 1 日（木）

公告 : 平成 2 9 年 5 月 1 2 日（金）

縦覧 : 平成 2 9 年 5 月 1 2 日（金）～ 6 月 1 2 日（月）

住民等意見提出期限 : 平成 2 9 年 6 月 2 6 日（月）⇒計 7 通提出

市町村長意見提出期限 : 平成 2 9 年 8 月 1 4 日（月）

⇒意見有り（市原市長、袖ヶ浦市長）

知事意見提出 : 平成 2 9 年 1 0 月 6 日（金）

経済産業大臣勧告提出 : 平成 2 9 年 1 0 月 2 3 日（月）

## 5 環境影響評価準備書

送付：平成30年 7月10日（火）

公告：平成30年 7月11日（水）

縦覧：平成30年 7月11日（水）～ 8月10日（金）

準備書説明会：平成30年 7月24日（火）＜市原市内＞

平成30年 7月29日（日）＜市原市内＞

住民等意見提出期限：平成30年 8月24日（金）⇒計2通送付

住民等意見の概要送付：平成30年 9月18日（火）

市町村長意見提出期限：平成30年10月 5日（金）

⇒意見有り（市原市長、袖ヶ浦市長）

知事意見提出期限：平成31年 1月16日（水）

経済産業大臣勧告提出期限：平成31年 4月 8日（月）

## 6 千葉県環境影響評価委員会に係る審議（準備書）

（1）諮問、審議：平成30年 8月17日（金）

（2）審議：平成30年10月12日（金）

（3）審議：平成30年11月16日（金）

（4）答申案審議：平成30年12月21日（金）予定